

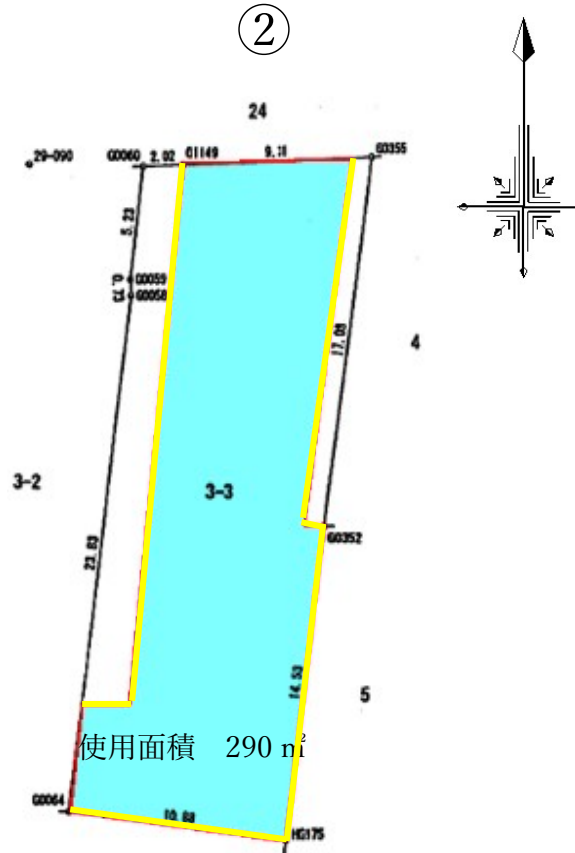
京都市東九条地区市有地時間貸駐車場事業者募集に関する
質問及び回答

Q 1	時間貸駐車場以外に、月極駐車場やカーシェアを導入してもいいでしょうか。
A 1	仕様書に記載のとおり、使用用途が時間貸駐車場のため、月極駐車場及びカーシェアの導入はできません。
Q 2	駐車台数は 25 台以下でも問題ないでしょうか。
A 2	仕様書に記載のとおり、現況の 25 台以上となるよう努めてください。
Q 3	設置物について現状の事業者と市の資産区分を開示してもらえるのでしょうか。
A 3	所在地①については、八条通に面したフェンスのみ本市が整備したものです。 所在地②については、一部を除き敷地の周囲を囲むフェンスのみ本市が設置したものです。※ 次ページ図面参照
Q 4	現状の売上、入出庫台数を開示してもらえるのでしょうか。
A 4	現仕様書では、事業者の報告内容について、第三者に開示することを定めていないため、開示できません。
Q 5	不可効力があつた場合、使用料を減額していただくことは可能でしょうか。
A 5	仕様書に記載のとおり、京都市において使用物件を公用または公共用のために供する必要が生じ、使用許可を取り消す場合以外は、減額や既納の貸付料の還付はしません。
Q 6	現況の利用料金から最大料金を 100 円下げた金額とした場合、許可はしてもらえるのでしょうか。
A 6	仕様書に記載のとおり、近隣の駐車場と整合性のある均衡な価格とし公共性の保持に努めてください。

①



②



本市設置フェンス